

新曾下町会 会則

第 1 条 本会は新曾下町会と称し事務局を新曾下町会館に置く。

(組 織)

第 2 条 この会は新曾下町会に居住する所帯主をもって組織する。
但し、町会内にある工場、営業所、事務所等に就いてはその代表者、又は管理人を所帯主と看做す。

(目 的)

第 3 条 本会は会員相互の協力により、愛町精神を基調として文化の向上、相互福利の増進を図り、以って町会の繁栄に寄与するを目的とする。

(行 事)

第 4 条 本会は前条の目的を達成する為に次の行事を行う。

1. 環境衛生の改善、ゴミゼロ運動の推進
2. 各種見舞(水害、地震、慶弔)
3. 防犯、防火、防災に協力
4. 衛生自治、共同募金、子供会、青年会、婦人会、寿会、農事組合、観音経保存会その他、行事に協力
5. 旅行会、懇親会、各種研修会等の開催
6. 市民体育祭、防災訓練等の市の行事に対する協力
7. その他、必要な事項

(機 構)

第 5 条 本会は前条の目的達成の為に、次の部を置く。

1. 総務部	<u>5. 文化部</u>
2. 安全・衛生部	<u>6. 女性部</u>
3. 庶務部	<u>7. 社協支部活動部</u>
4. 財務部	<u>8. 会館管理部</u>

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

1. 相談役	若干名
2. 会 長	1 名
3. 副会長	4 名
4. 監 事	2 名
5. 理 事	若干名
6. 班 長	各班1名

(職 務)

第 7 条

1. 会長は本会を代表し、会務を処理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
副会長は各部長を兼任する。
3. 役員は会務の執行、並びに緊急事項の審議決定をなす。
4. 決定事項については次の総会に報告しなければならない。
5. 班長は担当地区を代表し決議事項の連絡執行に当たる。
6. 会計は本会の会計事務を処理し、監査を経て総会に報告する。
7. 監事は毎年1回以上、会計を監査し、総会に報告する。

第 8 条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

第 9 条

役員は選考委員会にて推薦し、総会に諮り承認をうる。

1. 選考委員会は理事、監事で構成する。
2. 班長、理事は班内で互選する。
3. 町会運営に必要な場合は班内互選とは別に会長が理事を委嘱することが出来る。

第 10 条

役員の任期は、班長は1年としてその他役員は2年としてその改選時期は会計年度末とする。但し、再任を妨げない。
補欠の場合は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 11 条

1. 本会の会議は総会、理事会、並びに役員会とする。
2. 前項の会議の招集は会長之を行う。
3. 臨時総会は役員会において必要と認めた場合、会長之を開くことが出来る。
4. 会員の3分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 12 条

総 会

1. 総会は総会案内状にて総会の開催を町会会員全員に通知し、出席を求める。
2. 町会長、副町会長、監事、理事、班長の町会役員、および寿会、婦人会、青年会、子供会それぞれの会の役員各3名を総会代議員とし、総会代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
代議員が欠席の場合で委任状又は伝言にて届け出があった場合は出席とみなされる。
3. 議決は総会出席者の過半数で可否を決定する。
4. 可否同数の場合は議長之を決す。

理事会並びに役員会

1. 理事会並びに役員会はその過半数の出席がなければ開催することができない。
理事、役員が欠席の場合で委任状又は伝言にて届け出があった場合は出席とみなされる。
2. 議決は出席者の過半数で可否を決定する。
3. 可否同数の場合は会長之を決す。

- 第 13 条
1. 総会において議案の審議未了の場合は、出席者の合意により役員会に委任することができる。
 2. 臨時に急施を要する事項は会長が之を選択する事が出来る。
この場合は次の役員会に必ず報告し承認を求めなければならない。

- 第 14 条
- 本会の経費は町会費、補助金、寄付金、その他収入を以ってこれに充てる。

- 第 15 条
1. 本会会員にて居住上の異動があった場合は、10日以内に所属の班長を経て会長に届出しなければならない。
 2. 会員の転出にあたり、すでに納入済みの町会費及び衛生自治会費は中途では返金しないものとする。
 3. 会員が年度の中途に転入した場合は町会費及び衛生自治会費は月割にて入金するものとする。

- 第 16 条
- 本会則は総会の議決を経なければ改正する事は出来ない。

- 第 17 条
- 本会則は平成19年10月6日より改定実施する。

- 附則
1. 第4条2項における各種見舞は第13条2項に基づき之をおこなう。
 2. 前条の規定以外の問題が生じた場合は、役員会において処理する事が出来る。

平成23年4月28日 一部改定

平成29年4月22日 一部改定

各部業務、運営に関する規定

1. 総務部 町会員のコミュニケーションの強化をはかる
 1. 桜まつり、夏まつり、地蔵尊祭礼等親睦行事の企画・実行推進
 2. 市民体育祭への参加推進
 3. 社会福祉協議会企画イベントの町会内での実行推進
1. 安全衛生部 生活環境の改善・管理
 1. 保健・衛生管理
 - 530運動の推進
 - ゴミ集積場の管理
 - 資源改修
 - 清掃活動の推進
 2. 防犯・防災・交通安全
 - 防犯パトロールの推進
 - 防犯灯の点検管理
 - 防災訓練の推進・普及
 - 交通安全活動
 - 水害ワークショップの推進
3. 庶務部 町会定例会議の企画・実施・町会員への情報伝達
 1. 総会・新旧役員顔合わせ会・理事会・合同役員会など町会定例会議の企画・実施、議事録作成・保存
 2. 広報配布、各種文書の作成・送付、回覧の回付
4. 財務部
 1. 町会会計の管理
 2. 各種募金、会費の集金推進・納付
 3. 新年会・理事研修会・役員慰労会の企画・実施
5. 文化部
 1. 桜まつり、夏まつり、市民運動会、地蔵尊祭礼等親睦行事の企画・実行推進
 2. 市民体育祭への参加推進
6. 女性部
 1. 女性の観点から、町会の目的を達成する活動を行う。
 2. 町会行事への支援協力等。

7. 社協支部活動部

1. 社会福祉協議会企画イベントの町会内での実行推進
2. リズム体操・福祉活動の実行推進

8. 会館管理部

1. 公民館の運営は館長が掌り、館長は理事待遇とし、器具備品の管理を行う。

公民館の運営は館長が掌り、館長は理事待遇とし、所属は総務部とする。

平成23年4月28日 改定

平成29年4月22日 改定